

岐南町行政改革実施計画

(平成 29 年度から令和 3 年度)

～時代の要請に即応できる町政運営の推進～



平成 29 年 3 月 策定
令和 4 年 2 月 現在

岐南町

計画番号	2										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	①組織・機構の整備										
取組方針	新たな行政課題や多様化する町民ニーズに対して、弾力的かつ的確に対応できる行政運営が求められていることから、柔軟性、機動性の高い組織体制を整備します。また、全庁的な情報共有を図り、職員の自発的な事務改善に努めます。										
実施内容	①行政組織・機構の見直し										
現状と課題	<p>子育て支援課では、健康推進課と連携を図りながら、乳幼児の健診や相談の場でお子さんの発達に不安を感じている保護者に対し、親子教室につなげています。現在、親子教室(こあらグループ)の定員は10人で、臨床発達心理士や児童福祉司などの助言者を依頼し、担当課の保育士、保健師、言語聴覚士等で対応して親子遊びを行っています。</p> <p>年々、希望者が増える傾向にもかかわらず、現状の職員体制では人材も限られているため、定員や回数を増やすことは難しい状況です。今後、児童福祉司、臨床心理士、作業療法士等資格を持った人材を確保し、相談定員及び相談回数を増やして支援の拡充を図る必要があります。</p>										
事業課	健康推進課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	こあら(1歳児)グループの定員及び実施回数の見直しを図る。		検討	検討	実施	実施	実施				
数値目標	親子教室 (ぞうグループ、こあらグループ) (H28年度実績 延べ20名)	実績	ぞ:105人 こ:72人	ぞ:178人 こ:122人	ぞ:180人 こ:157人	ぞ:57人 こ:68人					
		計画	ぞ:180人 こ:110人	ぞ:200人 こ:160人	ぞ:200人 こ:200人	ぞ:220人 こ:240人	ぞ:220人 こ:240人				
効 果	専門性の高いスタッフを確保することで、早期発見、早期支援による対象児の成長発達の促進だけでなく、保護者の不安解消や療育へのスムーズな移行等、より良い発達支援に繋がります。スタッフの増員により、回数を増やすことができれば、受入できる人数が多くなります。										
計画変更の理由	ぞうグループ、こあらグループを月に2回ずつ実施し、教室の開催回数と参加人数を見直したため、当該数値目標と計画を変更しました。										

計画番号	3										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	②事務事業の整理・合理化										
取組方針	事務事業の見直しについては、これまで厳に見直しを行ってきたところであるが、限られた財源の中で、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するために、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政の成果等を検証し、引き続き事務の見直しと事務手続きの簡素化を図り、事務の執行を効率化します。										
実施内容	②事務事業の評価										
現状と課題	<p>平成30年度から国保の運営主体が県になり、町は加入者に賦課した税を納付金として県に収めることになり、納付金の算定の一つに市町村ごとの医療費水準が考慮されます。町の役割として重要なのが、「増え続ける医療費をどう抑えていくか」です。そのためには、データヘルス計画を活用し、町としての健康課題を明確にし、目標や課題を設定して、より効果的な保健事業を展開していく必要があります。</p> <p>併せて、特定健診の受診率を上げる施策(夜間休日の電話勧奨、受診期間の延長、民間企業とタイアップした健康事業、アンケート等)を実施し、生活習慣病等の早期発見・早期治療を行うことにより重症化を防ぎ、最終的に医療費の抑制に結びつけます。</p>										
事業課	保険年金課 健康推進課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	データヘルス計画の活用、特定健診受診率アップにより医療費の抑制につなげる。		計画	実施	実施	実施	実施				
数値目標	特定健診実施率 60%	実績	36.7%	38.9%	40.1%	34.2%					
		計画	-	37.5%	38.0%	38.5%	39.0%				
効 果	1人あたりの医療費の伸びを抑制することができれば、町が県に納める国保事業費納付金を抑えることができ、加入者に賦課する税を少なくすることができます。										
計画変更の理由	特定健診等実施計画の計画期間が第3期(平成30年度～令和3年度)になったため、平成30年度より当該数値目標と計画を変更しました。										

計画番号	4										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	②事務事業の整理・合理化										
取組方針	事務事業の見直しについては、これまで厳に見直しを行ってきたところであるが、限られた財源の中で、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するために、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政の成果等を検証し、引き続き事務の見直しと事務手続きの簡素化を図り、事務の執行を効率化します。										
実施内容	②事務事業の評価										
現状と課題	<p>急速な高齢化により、被保険者数、介護認定者数ともに毎年増加しており、それに伴い介護給付費も毎年5%から10%の伸びとなっています。</p> <p>介護区分別の一人あたりの給付費は、要介護の区分が高くなるにつれて(重度化するほど)急激に高くなっています。一番軽い要支援1の給付費に対し、要支援2で約2倍、要介護1になると一気に7倍になります(平成27年度の実績)できるだけ早い段階で認定を受け、できる限りのサービスを利用もらうことにより、要支援1・2に留まる期間をできるだけ引き伸ばし、できれば非該当になるようにすることで、介護給付費の伸びを抑えることができる。</p>										
事業課	保険年金課 健康推進課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	早期に認定を受け、予防サービスを利用し要介護への重度化を抑制し、給付を抑える		実施	実施	実施	実施	実施				
数値目標	【前年度比人数伸び率比べ】 75歳以上>要介護者→○ 75歳以上<要介護者→×		実績	5.97>5.28	4.05>-0.14	4.47>3.39	1.98<5.25				
			計画	○	○	○	○				
効 果	要支援の認定を早期に受け、予防サービス無料化により気軽に適正なサービスを利用してもらい、予防に取り組んでもらうことで要介護への悪化を防ぐことができます。その結果、被保険者数、介護認定者数の伸び率に対して、介護給付費の伸び率を抑えることができます。										
計画変更の理由	令和2年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の取組が始まったため、当該数値目標と計画を変更しました。										

計画番号	5						
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進						
重点項目	②事務事業の整理・合理化						
取組方針	事務事業の見直しについては、これまでに厳しく見直しを行ってきたところであるが、限られた財源の中で、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するために、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政の成果等を検証し、引き続き事務の見直しと事務手続きの簡素化を図り、事務の執行を効率化します。						
実施内容	②事務事業の評価						
現状と課題	<p>(効率的な公文書管理について)</p> <p>[現状]:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者以外が、業務の文書を探すのに時間がかかる。 ・分類表の更新情報が共有されていないため、引き継ぎや庁内の情報共有に時間を使うことが多い。 <p>[課題]:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切に文書の廃棄がされていない部分があり(必要以上に長期間保存するなど)、無駄なスペースを取っている。 						
事業課	総務課 (各課)	工 程					
		29	30	1	2	3	
個別的取組事項	公文書の適正管理	実施	実施	実施	実施	実施	
数値目標	3年以上保存する箱の数 (別置)	実績	2,005 箱	2,076 箱	2,107箱	2,040箱	
		計画	1,982 箱	1,942 箱	1,904 箱	1,865 箱	1,828 箱
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の文書検索を短時間で行うことで効率的な業務の実現が図られる。 ・情報の適切な管理により業務の効率化が図られる。 						

計画番号	6										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	②事務事業の整理・合理化										
取組方針	事務事業の見直しについては、これまで厳に見直しを行ってきたところであるが、限られた財源の中で、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するために、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政の成果等を検証し、引き続き事務の見直しと事務手続きの簡素化を図り、事務の執行を効率化します。										
実施内容	③補助金等の適正化										
現状と課題	<p>イベント開催に伴う地域の活性化には、地域住民の相互の交流と他市町への町のPR、地域産業の活性化など多種多様な目的があるため、文化、産業、スポーツなど様々なニーズが求められており、町が補助する一定の方向性や目的の明確化を図る必要があります。</p> <p>このような中、このイベントは町民の楽しみの一つであるため、補助をするにあたりイベントに対する満足度が高いことが重要であります。</p> <p>さらに、今後、町づくりに積極的に関わる各種民間団体などイベントを担う人材等の育成や発掘などが課題であります。</p>										
事業課	経済環境課		工 程								
	29	30	1	2	3						
個別的取組事項	補助金イベント事業の見直し		継続	継続	継続	継続					
数値目標	アンケートによる満足度 (満足・やや満足)	実績	83.9%	89.0%	89.0%	未実施					
		計画	90%	90%	90%	90%					
効 果	イベント参加者に対するアンケート等より、ニーズの把握ができ、PDCAサイクルによりイベントへの集客力アップにつながります。										

計画番号	8										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	②事務事業の整理・合理化										
取組方針	事務事業の見直しについては、これまで厳に見直しを行ってきたところであるが、限られた財源の中で、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するために、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政の成果等を検証し、引き続き事務の見直しと事務手続きの簡素化を図り、事務の執行を効率化します。										
実施内容	③補助金等の適正化										
現状と課題	アクティブGINANは、平成21年度にNPOを取得しましたが、事業が軌道にのらず、平成22年度にはNPOの法人格を取り下げました。その後も、会員数が増えず、教室を開催するほど、赤字になるため、幅広く教室を開催できない状況にありました。また、体育施設の指定管理者であるミズノの自主事業に参加する町民が多く、利用者が分散してしまうことも課題であります。今後、より一層教室の魅力を高め、利用者ニーズに応え、利用者を増やすことが求められています。										
事業課	生涯教育課		工 程								
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	アクティブGINANの会員数の増加		実施→検証	実施→検証	実施→検証	実施→検証	実施→検証				
数値目標	アクティブGINANの会員数	実績	125 人	130 人	138人	0人					
		計画	125 人	130 人	135 人	140 人	145 人				
効 果	会員数が増えれば、幅広い教室を開始することもでき、また、利用者も増えることが期待できます。										
計画変更の理由	アクティブGINAN主催講座をミズノと共同開催したことにより、微増ながら会員数の増加がみられたことから、計画の見直しを行い、当該数値目標の計画数を変更しました。										

計画番号	9										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	②事務事業の整理・合理化										
取組方針	事務事業の見直しについては、これまで厳に見直しを行ってきたところであるが、限られた財源の中で、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するために、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政の成果等を検証し、引き続き事務の見直しと事務手続きの簡素化を図り、事務の執行を効率化します。										
実施内容	③補助金等の適正化										
現状と課題	<p>平成24年度に、1年以上の空き店舗等に出店する際、工事費等新規出店に必要な経費の一部を最大50万円の補助を実施していましたが、3年間で1件のみの実績であり、制度の見直しが課題がありました。</p> <p>このため、平成28年度より6か月以上の空き店舗に新規出店する企業・個人に対し、賃料1か月につき2万円(最大24ヶ月48万円)を補助する制度に見直し、半年間で4件の交付決定に至っています。</p> <p>今後、商工会と連携し補助制度のPRを図るとともに、交付後の継続した経営につなげていくことが必要あります。</p>										
事業課	経済環境課		工 程								
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	空き店舗の減少					見直し					
数値目標	空き店舗出店総数 (交付対象店舗(累計))	実績	10 店舗	15店舗	18店舗	22店舗					
		計画	5店舗	15店舗	20店舗	25店舗	27店舗				
効 果	新規出店者に補助を行うことにより、空き店舗等の減少とともに商工会員数、町内企業数の増加と地域の活性化につながります。										
計画変更の理由	<p>制度創設から何件の店舗が当制度を利用して出店したのか把握しやすくなるため、単位の「企業数」を「店舗」とし、累計表示の計画に変更しました。</p> <p>当初、令和2年度に見直し予定であったことから、補助事業の継続を決定し、令和3年度の計画数値を設定しました。</p>										

計画番号	10										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	③民間活力の導入										
取組方針	民間企業等においては、サービス分野の多様化・高度化、技術水準の向上などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動が広がってきてています。その民間企業等の有する多様な専門性や機動性・ノウハウを活かすことで、行政が直接行うよりも町民の利便性の向上や効率化が期待できる分野については、積極的にPPP／PFIの活用を検討します。										
実施内容	④民間委託の推進										
現状と課題	<p>町内49箇所の停留所(ミーティングポイント)を予約制、乗り合わせタクシーによるコミュニティタクシーを実施しています。</p> <p>利用者増加に向けて利便性の向上のため予約時間の短縮、停留所の増設など行ってきましたが、更なる利用者増加に向け、利便性の向上を図ることが求められています。</p> <p>概ね町内を網羅している停留所のほか、今後の更なる利便性向上のため、商業施設、医療機関などへの停留所設置に向け、民間企業等の運行経費等の一部負担による停留所増設を図っていきます。</p>										
事業課	経済環境課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	コミュニティタクシー利用者の増加		実施	実施	実施	実施	実施				
数値目標	利用者数 (H28年度実績 1,318人)	実績	1,037人	1,324人	1,644人	1,051人					
		計画	1,400人	1,500人	1,600人	1,650人	1,700人				
効 果	新規企業停留所設置など町内交通手段の1つとして利便性を高めることで、利用者ニーズへの対応と新規停留所設置企業の活性化につながります。										

計画番号	12										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	③民間活力の導入										
取組方針	民間企業等においては、サービス分野の多様化・高度化、技術水準の向上などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動が広がってきてています。その民間企業等の有する多様な専門性や機動性・ノウハウを活かすことで、行政が直接行うよりも町民の利便性の向上や効率化が期待できる分野については、積極的にPPP／PFIの活用を検討します。										
実施内容	④民間委託の推進										
現状と課題	環境事業の町内環境パトロールを現在、職員が火曜日と金曜日に町内のゴミステーション及び、環境状況をパトロールして、不法投棄や雑草繁茂地区を確認等を行い委託業者へ回収や指導をしているが、週2回に町内に出るため、その他の環境業務に対して負担になっています。 週2回の限られた時間内でのパトロールは町内すべてを回る事が出来ないことがあります。 また、不法投棄監視カメラの設置・移動についても委託する事で、定期的な移動が可能となり、不法投棄の監視が強化され生活環境の安定が見込まれます。										
事業課	経済環境課	工 程									
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	ごみの不法投棄の減少	実践	実践	実践	実践	実践					
数値目標	苦情件数 (H27:479件、H28:503件) (生ごみの未回収や不法投棄) (目標数値:前年度の15%減)	実績	212件	426件	449件	439件					
		計画	428件	346件	329件	313件					
効 果	業務委託する事で、環境保全に対して町内の隅々まで目が行き届き、住民の生活環境の安定に努めることができます。										
計画変更の理由	H29年度ゴミ出しのルールが一部変更となつたため、平成30年度から計画数値を変更しました。										

計画番号	13										
基本方針	効果的・効率的な行政経営の推進										
重点項目	③民間活力の導入										
取組方針	民間企業等においては、サービス分野の多様化・高度化、技術水準の向上などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動が広がってきてています。その民間企業等の有する多様な専門性や機動性・ノウハウを活かすことで、行政が直接行うよりも町民の利便性の向上や効率化が期待できる分野については、積極的にPPP／PFIの活用を検討します。										
実施内容	④民間委託の推進										
現状と課題	<p>幼稚園教育を希望している場合、岐南町には幼稚園がないため町外の幼稚園に通園するか、町内の保育園の特別利用保育で入園することになります。</p> <p>現状では、特別利用保育で入園している教育を希望する児童が全体の15%を占めており、今後も教育ニーズが見込まれることから、教育・保育環境を整備する必要があります。</p> <p>岐南町子ども・子育て支援事業計画(5か年)では、幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ、認定こども園への移行が計画されています。今後、民間保育園に情報提供を行い、連携を図りながら進めています。</p>										
事業課	健康推進課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	認定こども園への移行の推奨		検討	検討	実施	実施	実施				
数値目標	幼稚園を希望する児童の受入れ人数 (H28年度実績 121人)	実績	155人	166人	143人	125人					
		計画	137人	150人	145人	145人	145人				
効 果	認定こども園へ移行する事で、保護者の就労状況にかかわらず入園が可能になり、幼児教育・保育を一体として実施することができます。										
計画変更の理由	令和元年度の認定こども園への移行の際に、保護者が就労していない者(教育認定)、保護者の就労や妊娠出産、介護などの理由により児童の保育が必要な者(保育認定)の近年の入所状況を把握し、必要な定員設定を図りました。その実状にあわせ、平成30年度より当該計画を変更しました。										

計画番号	15										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	民間活力の導入										
取組方針	民間企業等においては、サービス分野の多様化・高度化、技術水準の向上などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動が広がってきてています。その民間企業等の有する多様な専門性や機動性・ノウハウを活かすことで、行政が直接行うよりも町民の利便性の向上や効率化が期待できる分野については、積極的にPPP／PFIの活用を検討します。										
実施内容	民間委託の推進										
現状と課題	<p>放課後児童健全育成事業(学童保育)は、昼間保護者のいない家庭の小学校児童の育成・指導に資するため、学童保育を行い、児童の健全育成の向上を図ることを目的として、小学校区ごとに3か所開設されています。</p> <p>平成27年度にプロポーザルを行った結果、平成28年度から3年間、1箇所は社会福祉法人委託となり、2か所は、町営で行うことになりました。</p> <p>平成27年度から学童保育の対象年齢を4年生から6年生に引き上げられたことに伴い、利用者数が年々増加しており、支援の単位40人を大幅に上回り、学童保育室及び支援員の十分な確保が課題となっています。</p> <p>平成31年度には全て学童保育を民間委託し、よりよいサービスの向上を目指し、将来的には学校の空き教室の利用や学校の敷地内で学童保育が実施できるように、児童の安全確保や心身の健全育成につなげるように検討していきます。</p>										
事業課	健康推進課			工 程							
				29	30	1	2	3			
個別的取組事項	3学童の民間委託、学校敷地内への設置			検討	検討	実施	実施	実施			
数値目標	学童入室数 (H28年度実績 186人)	実績	通常時	204人	215人	223人	211人				
		計画	通常時	205人	205人	210人	228人	231人			
効 果	学童保育運営を民間委託することで、サービスが向上し、児童の安全確保や心身の健全育成を図ることができます。										
計画変更の理由	学童保育利用者数が当初計画数値より増加していること、第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画が策定されたことを受けて、令和2年度より計画数値を変更しました。										

計画番号	16										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	③民間活力の導入										
取組方針	民間企業等においては、サービス分野の多様化・高度化、技術水準の向上などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動が広がってきています。その民間企業等の有する多様な専門性や機動性・ノウハウを活かすことで、行政が直接行うよりも町民の利便性の向上や効率化が期待できる分野については、積極的にPPP／PFIの活用を検討します。										
実施内容	④民間委託の推進										
現状と課題	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、H28年度は社協職員を、地域包括支援センターに出向し、地域生活ケアシステム事業の一部事業である生活支援コーディネーター業務を委託しています。ケアシステムの枠組みづくりを関連機関の職員と行ない、更によりよい支援につながるように基盤づくりを行なっています。</p> <p>福祉事業は、高齢化問題を始め、高齢障害者の介護問題等、今後ますます他機関との協働による包括的支援体制が求められています。</p> <p>今後は高齢福祉、障害福祉、ボランティア事業等、地域福祉の拡充に必要である部分を総合的に行なうことが求められてくると考えられため、社会福祉協議会が今まで以上に地域福祉の基盤として取り組めるように、自立支援していきます。</p>										
事業課	福祉課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	社会福祉協議会の自立支援		計画	計画	実施	実施	実施				
数値目標	委託件数の増加 (H28年度実績 2件、952千円)	実績	2件	5件	6件	8件					
			981千円	10,103千円	16,039千円	21,137千円					
効 果	高齢福祉、障害福祉、ボランティア事業等、地域福祉の拡充に必要である部分を総合的に行なうことで、地域福祉へのよりよい施策や更なる独創性が生まれます。	計画	2件	5件	6件	7件	7件				
			981千円	10,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円				
計画変更の理由	実績値(支払い金額)と照らし合わせて、平成30年度より当該計画を変更しました。										

計画番号	17										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	③民間活力の導入										
取組方針	民間企業等においては、サービス分野の多様化・高度化、技術水準の向上などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動が広がってきてています。その民間企業等の有する多様な専門性や機動性・ノウハウを活かすことで、行政が直接行うよりも町民の利便性の向上や効率化が期待できる分野については、積極的にPPP／PFIの活用を検討します。										
実施内容	④民間委託の推進										
現状と課題	一人暮らし高齢者等の見守りについて、地域の中で、きめ細かな支援活動が必要であるため、平成27年度より岐南町社会福祉協議会に委託して、65歳以上の独居高齢者及び高齢者世帯への各種相談・巡回訪問を実施することで健康状態の聞き取りを行なってきました。平成28年度は、昨年度より、さらに専門的な指導や支援を行えるように、健康推進課、保険年金課等の関係各課の連携を深め、情報の共有や健康管理システムに反映することで、継続的に支援を行いました。平成28年度2月末までの訪問状況から、新たに65歳になられた方は、わずか2名しか訪問同意を得られておらず、見守り年齢等の引き上げも今後の検討課題です。また、高齢化社会、障害者の高齢化や困窮者の生活支援等、地域のネットワークを有効活用できる連携の強化が今後さらに求められています。										
事業課	福祉課 (包括支援センター)		工 程								
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	高齢者世帯等見守り事業		検討	実施	実施	実施	実施				
		検討	実施	実施	実施	実施					
数値目標	相談件数・面接件数	実績	722件	1,639件	2,001件	1,865件					
		計画	1,250件	1,395件	1,425件	1,450件	1,475件				
効 果	生活実態の把握や相談による不安要因の軽減、異変の早期発見や関係機関へのつなぎ支援など、住み慣れた地域で安心して生活することができます。										
計画変更の理由	平成29年度に高齢者世帯等見守り事業の担当が地域包括支援センターのみで行うこととなった。民生委員のみではなく、地域のボランティア団体等においても見守り活動を実施することとなり、見守り事業自体が事実上新規登録の事業となったことに伴い、高齢者世帯等見守り事業における相談件数・面談件数が発生しない状況となった。 上記の点を踏まえ、地域包括委支援センターの相談件数、民生委員の訪問による相談件数を対象としたため、当該計画を変更しました。										

計画番号	20										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	④公共施設の効率的運営										
取組方針	公共施設については、老朽化や利用の状況、今後の施設維持管理経費等を勘案しながら、将来的な施設需要を見据え、他用途への転用や統廃合の検討を含め、今年度策定する「岐南町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な管理運営を行います。また、施設の有効利用や利便性の向上を検討し、集客力を高め、町民サービスの向上に取り組みます。										
実施内容	⑤公共施設の管理方法の見直し										
現状と課題	クラブサークルの高齢化、施設の老朽化等により、利用率が伸びない現状にあります。町民センター等の管理の在り方について見直しを図り、今後町民ニーズをくみ取り、集客率を高める方策を検討していく必要があります。										
事業課	生涯教育課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	各町民センター等の利用数の増加		検討	実施	実施	実施	実施				
数値目標	年間利用者数	実績	86,764人	82,698人	77,825人	43,029人					
		計画	55,000人	95,000人	100,000人	100,000人	100,000人				
効 果	計画的に修繕を行い、住民のニーズに合った施設にすることで利用率アップにつながります。										
計画変更の理由	新庁舎・中央公民館が完成し、施設も充実したことにより、クラブサークル・新たな講座等を実施し、H29年度実績値より更なる利用者増加を図るため、平成30年度より当該計画を変更しました。										

計画番号	21										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	④公共施設の効率的運営										
取組方針	公共施設については、老朽化や利用の状況、今後の施設維持管理経費等を勘案しながら、将来的な施設需要を見据え、他用途への転用や統廃合の検討を含め、今年度策定する「岐南町公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な管理運営を行います。また、施設の有効利用や利便性の向上を検討し、集客力を高め、町民サービスの向上に取り組みます。										
実施内容	⑤公共施設の管理方法の見直し										
現状と課題	現在、役場庁舎、やすらぎ苑、防災センター、西小学校において、電力デマンド監視システムを導入し、ピークカットすることで電気料金を削減し省エネを実現しているが、他の施設おいては、電力デマンド監視システムを導入していない状況となっている。(高圧受電施設:東小学校、北小学校、岐南中学校、総合調理センター、図書館、西老人福祉センター)										
事業課	総務課	工 程									
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	公共施設の電力デマンド監視システムの導入		検討 実施	実施	実施	実施					
数値目標	導入施設数 (平成28年実績施設数 6か所)	実績	7か所	7か所	7か所	7か所					
		計画	8か所	9か所	10か所	7か所					
効 果	電力デマンド監視システムを順次導入していくことにより経費の削減が図れます。また、省エネに対する職員の意識高揚を進めることができる。										
計画変更の理由	公共施設における電力デマンドの導入は予定していないため、令和2年度より計画数値を変更しました。										

計画番号	24										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	⑤広域行政の充実										
取組方針	町民の生活圏が拡大していく中、行政課題も単独自治体の範囲を超えて広域化しています。このため、近隣自治体との連携を強化するとともに、事務事業全般について、効率・効果、サービスの面から広域的な事務処理をすることで、経費の削減を図り、広域行政による公平で質の高い行政サービスの提供に努めます。										
実施内容	⑥広域連携の推進充実										
現状と課題	大災害時に不足する職員を含む人材や、いろいろな物資の確保が十分にできていないため、不足する人材や物資を補うために各種の災害協定をしていきます。										
事業課	総務課		工 程								
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	災害協定の推進		検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施				
数値目標	災害協定締結数(累計)	実績	3件	4件	4件	7件					
		計画	2件	4件	6件	8件	10件				
効 果	大災害時に不足する人材や物資を各種の災害協定により補い、早く十分な災害対応が期待できます。										

計画番号	27										
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進										
重点項目	⑥安心・安全を確保する防災・防犯対策の強化										
取組方針	犯罪防止・地域安全の確保に向けた取り組みを行うことで、町民一人ひとりの犯罪・防災意識を高め、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。										
実施内容	⑦防災・防犯対策事業の実施										
現状と課題	防犯活動の一環として実施している「ブルートルネード(青色回転灯)」防犯パトロールは、現在職員と防犯団体セーフティーサポートクラブとで定期的に実施しているが、防犯団体の高齢化等これ以上の実施の増加が見込めないため、新たな担い手を探します。										
事業課	総務課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	新たなパトロール実施のボランティア団体等の協力を求め、実施回数を増やす。		検討	検討	実施	実施	実施				
数値目標	防犯パトロール実施回数	実績	68回	69回	70回	68回					
		計画	48回	48回	60回	60回	60回				
効 果	防犯パトロール実施回数の増加は、安心安全なまちづくりの活動を推進し、町民の防犯意識の高揚につながる。										

計画番号	28						
基本方針	効率的・効果的な行政経営の推進						
重点項目	⑥安心・安全を確保する防災・防犯対策の強化						
取組方針	犯罪防止・地域安全の確保に向けた取り組みを行うことで、町民一人ひとりの犯罪・防災意識を高め、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。						
実施内容	⑦防災・防犯対策事業の実施						
現状と課題	大規模地震発生時の電気が原因になる火災を減らすため、H28年度から設置費補助事業を行っています。H28～R02年度までの5か年で150件以上の設置を目標にしていますが、H29年2月末で6件の実績であるため、もっとPRLしていくかなくてはなりません。						
事業課	総務課		工 程				
			29	30	1	2	3
個別的取組事項	住民の防災意識の向上		実施	実施	実施	実施	実施
数値目標	感震ブレーカー設置件数	実績	2件	3件	7件	38件	
		計画	14件	24件	34件	44件	54件
効 果	大規模地震発生時の電気が原因となる火災を減らし、災害に対する意識の高揚を図ります。						
計画変更の理由	実績に基づき、当該計画を変更しました。						

計画番号	29										
基本方針	自主性・自立性の高い財政運営の実現										
重点項目	①適正な人事管理										
取組方針	社会経済情勢の変化や様々な行政課題に対応するため、機能的な組織の構築を行うとともに、中長期的な視点に立った計画的な職員採用など、定員の適正化を推進します。また効率的・効果的な職員配置や人材の有効活用を図り、質の高いサービスの提供に努めます。										
実施内容	①定員管理の適正化										
現状と課題	(健全な自治体運営の適正な職員数について) [現状] ・平成29年3月に岐南町定員適正化計画が策定されている。 [課題] ・前行政改革による計画目標値は、早い段階でクリアされている反面、人員不足による弊害が発生している。 ・地方分権が進むことによる町業務の増加、人口増、多くの転出入による多くの事務に十分に対応する職員数が確保されていない。										
事業課	総務課	工 程									
		29	30	1	2	3					
個別的事項	各所属に適正な職務職員の配置を行う	案の検証	計画の検証	計画の検証	計画の検証	計画の検証					
数値目標	正規職員数	実績	142人	143人	144人	141人					
		計画	141人	146人	151人	156人					
効 果	・課内に、実務のほか、予算管理・人員管理(職員育成含む)を分掌とする職員を配置することで、事故防止となります。 ・業務の副担当性が機能し窓口対応が向上します。										

計画番号	31										
基本方針	自主性・自立性の高い財政運営の実現										
重点項目	①適正な人事管理										
取組方針	社会経済情勢の変化や様々な行政課題に対応するため、機能的な組織の構築を行うとともに、中長期的な視点に立った計画的な職員採用など、定員の適正化を推進します。また効率的・効果的な職員配置や人材の有効活用を図り、質の高いサービスの提供に努めます。										
実施内容	①定員管理の適正化										
現状と課題	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正職員の数が、全国の類似団体平均が161人であるのに対し138人(教育委員会含む)です。 ・産休育休職員が10人(H28.10.1)おり各課に1人ほどの長期休暇職員が在籍しています。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規職員が事務補助ではなく事務分掌の一角を担っているにもかかわらず、同一労働同一賃金が担保されていない状況があります。 										
事業課	総務課		工 程								
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	アウトソーシングの実施と正規職員の定員管理により非正規職員の削減		計画	計画	計画	計画	計画				
		実施	実施	実施	実施	実施					
数値目標	非正規職員の数	実績	92人	85人	95人	97人					
		計画	84人	79人	74人	69人	64人				
効 果	事務のアウトソーシングを図ることで、職員は真に自治体の行政職員が担う部分を執行することで複雑多様化する行政ニーズに迅速で柔軟に対応できる効果が図られます。										

計画番号	32										
基本方針	自主性・自立性の高い財政運営の実現										
重点項目	②自主財源の確保										
取組方針	安定的な自主財源を確保するために、町税等の収納率の向上を図ります。そのために、新たな収納方法の拡充を行うことにより納税者の利便性を図り、徴収率の目標を設定し、徴収業務を強化します。また、町が保有する土地について、将来における活用の可能性等、個別にその実態や利用計画を改めて精査し、不要と判断した土地については売却または貸付をし、財源の確保に努めます。										
実施内容	②町税等収納率の向上										
現状と課題	税の公平性を守り財源を確保するため、滞納者に対し自主納付を促し、悪質な滞納者には、滞納整理を実施していますが、新たな滞納者が発生するなど、町税の滞納は後を絶たない現状です。また、滞納額が増えれば増えるほど、困難事案となることから、現年中(早期)の解決が必要です。 このため、滞納者に対し引き続き自主納付を促すとともに、「合法」「公平」「効率」を意識した滞納整理を実施し、現年度中の徴収対策の強化を行うと共に、生活困窮者支援に対応のため、実態に応じた納付相談の充実を図ります。										
事業課	徴収課	工 程									
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	普通税の納付相談と現年度徴収の強化	早期催告の実施 滞納処分強化	早期催告の実施 滞納処分強化	早期催告の実施 滞納処分強化	早期催告の実施 滞納処分強化	早期催告の実施 滞納処分強化					
数値目標	町税等の収納率のUP (5月末最終)	実績 92.95%	92.77%	92.69%	92.42%						
		計画 92.27%	92.58%	92.68%	92.78%	92.88%					
効 果	法律に従って、租税を適正に徴収し、徴収面から租税負担の公平性を確保し、滞納を発生させることなく、納税秩序を維持します。										
計画変更の理由	当初の計画では、普通税と国民健康保険税の滞納額を計画番号32と33で個別に目標設定していましたが、個別の目標として掲げるのではなく、「普通税と国民健康保険税等を合わせた収納率(計画番号32)」、「差押え件数と換価金額(計画番号33)」に変更しました。										

計画番号	37										
基本方針	自主性・自立性の高い財政運営の実現										
重点項目	②自主財源の確保										
取組方針	安定的な自主財源を確保するために、町税等の収納率の向上を図ります。そのために、新たな収納方法の拡充を行うことにより納税者の利便性を図り、徴収率の目標を設定し、徴収業務を強化します。また、町が保有する土地について、将来における活用の可能性等、個別にその実態や利用計画を改めて精査し、不要と判断した土地については売却または貸付をし、財源の確保に努めます。										
実施内容	③普通財産の処分及び有効利活用										
現状と課題	普通財産については、従前より売却や賃貸等を進めています。平成26年度には「普通財産有効利用プロジェクト」により見直しを図り、それに基づいて売却を進め、普通財産について、残りは1件となっています。プロジェクトにて、土地利用を検討するとした1件と貸付による活用とした1件について有効利用を考えなくてはいけません。また、その他の普通財産の有効利活用をさらに検討していきます。										
事業課	総務課	工 程									
		29	30	1	2	3					
個別の取組事項	普通財産の売払いと貸付の促進		検討	検討	検討	検討					
数値目標	普通財産の売り払い及び貸付の実施	実績	検討	検討	検討	検討					
	計画	検討	検討	検討	検討						
効 果	活用されていないままの町有地を売却・貸付することにより、新たな財源を確保するとともにその有効利用は、雑草除去等の管理コスト削減にもつながります。										

計画番号	38						
基本方針	自主性・自立性の高い財政運営の実現						
重点項目	②自主財源の確保						
取組方針	安定的な自主財源を確保するために、町税等の収納率の向上を図ります。そのために、新たな収納方法の拡充を行うことにより納税者の利便性を図り、徴収率の目標を設定し、徴収業務を強化します。また、町が保有する土地について、将来における活用の可能性等、個別にその実態や利用計画を改めて精査し、不要と判断した土地については売却または貸付をし、財源の確保に努めます。						
実施内容	④財源確保の検討						
現状と課題	公共施設の建設用地は、行政財産として取得し建設が行われているが、過去公共施設建設用地として取得できず、やむなく土地所有者と土地賃貸借契約を締結した施設用地が複数存在し、毎年借地料の支払いを行っています。こうした借地料は、公共施設が存在する限り支払い義務を負うこととなり、財政の大きな負担となってくるため、財政負担の軽減を図るためにも借地の公共用地を買収等により取得することをしていかなくてはなりません。						
事業課	総務課	工 程					
		29	30	1	2	3	
個別の取組事項	公共施設借地の解消		検討	検討	検討	検討	実施
数値目標	公共施設借地件数 7件	実績	6件	6件	6件	6件	
		計画	7件	7件	7件	7件	5件
効 果	公共施設借地を公共財産として取得することは、公共施設の管理コストの低減を図ることができる。						

計画番号	41										
基本方針	自主性・自立性の高い財政運営の実現										
重点項目	③受益者負担の適正化										
取組方針	使用料や手数料については、「受益者負担公平の原則」により、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において、応分の負担を求めるため、原価を基本とした料金設定や「負担均衡の原則」により、公共性の程度に基づいて、税金で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮し、適切な見直しを行います。										
実施内容	⑤使用料・手数料等の見直し										
現状と課題	<p>保育園を利用した時の利用者負担額(保育料)は、保護者の所得に応じた階層区分で設定し、町の利用者負担額は近隣市町と比較しても低く設定されています。</p> <p>国の基準による、ひとり親世帯等、多子世帯の利用者負担額の軽減、町独自の18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3子目以降の無料化により、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られています。</p> <p>教育認定と保育の認定区分(保育標準時間・保育短時間)で利用者負担額に違いがあり、保護者の就労形態の変更による利用者負担額の変更など手続きが複雑になっています。</p> <p>町の利用者負担額は10年程変更されていないため、認定こども園移行の時期に利用者負担額の見直しを図る必要があります。</p>										
事業課	健康推進課		工 程								
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	町利用者負担額(保育料)の見直し (第3子無料化の対象者を含む)		検討	検討	実施	検討	検討				
数値目標	町利用者負担額(保育料)の見直し	実績	実施	実施	実施	実施					
		計画	検討	検討	実施	検討	検討				
効 果	社会情勢の変化に応じて保護者の所得に合わせた利用者負担額の見直しをすることにより、子育て世帯の経済的負担の公平化が図られます。										

計画番号	42										
基本方針	自主性・自立性の高い財政運営の実現										
重点項目	④公債費管理の徹底										
取組方針	財政の硬直化の抑制や世代間負担の公平性を確保し、将来世代への負担軽減を図るため、新規地方債の発行については事業の重要性、緊急性など慎重に精査して、実施事業を厳選し、新たな地方債の発行を抑制し、地方債残高を減少させます。										
実施内容	⑥新規地方債の抑制										
現状と課題	<p>一般家庭の借金に相当する一般会計地方債の残高は、平成25年度に35億円、また貯金に相当する基金残高は45億円であり、基金(貯金)が地方債(借金)を10億円上回っていました。</p> <p>しかしながら、長年の懸案事項であった老朽化した庁舎および総合調理センターの建て替え、やすらぎ苑改修事業や北小学校大規模改修事業など、平成26年度から平成29年度まで大規模な事業が続き、平成29年度末には、地方債残高は54億円、基金残高は30億円と、地方債が基金を24億円と大きく上回る見込みであり、地方債と基金の均衡が崩れています。</p> <p>今後は、大規模事業終了後の基金の積み増しを図るだけでなく、新規地方債発行の抑制により、地方債と基金の均衡を保てるよう健全な財政運営が求められています。</p>										
事業課	企画財政課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	必要最小限の地方債発行計画		実施	実施	実施	実施	実施				
数値目標	地方債残高の減少	実績	5,453百万円	5,297百万円	5,144百万円	5,138百万円					
		計画	5,450百万円	5,400百万円	5,350百万円	5,300百万円	5,250百万円				
効 果	地方債残高を減少させることにより、将来負担を軽減し、新たな行政需要への財源を確保することができます。										

計画番号	46										
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化										
重点項目	①まちづくりへの参画機会の拡充										
取組方針	<p>社会情勢の変化、価値観の多様化など町民ニーズがますます多様化・複雑化する中、行政サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民と行政が一体となりまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画、実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力することが不可欠となるため、行政情報の発信・公開を積極的に推進し、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。</p>										
実施内容	①パブリックコメント制度の活用										
現状と課題	<p>[現状] ・平成21年7月制定された岐南町パブリックコメント手続実施要綱に基づき、実施しているが、意見の提出がない計画もみられます。</p> <p>[課題] ・行政の施策決定の過程において、広く町民からの意見を得られないため、方法について改善が必要です。</p>										
事業課	総務課	工 程									
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	パブリックコメント実施のPR方法改善		改善評価	改善評価	改善評価	改善評価					
数値目標	1件当たりの平均コメント数	実績	0件	1件	1.7件	2件					
		計画	5件	6件	7件	8件					
効 果	各種計画の策定段階でパブリックコメント制度を活用することで、幅広い町民の意見を計画に反映させることができるとともに、計画決定過程での情報共有によって町民によるまちづくりの参画機会の増加が図られます。										
計画変更の理由	実績に基づき、当該計画を変更しました。										

計画番号	47					
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化					
重点項目	①まちづくりへの参画機会の拡充					
取組方針	社会情勢の変化、価値観の多様化など町民ニーズがますます多様化・複雑化する中、行政サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民と行政が一体となりまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画、実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力することが不可欠となるため、行政情報の発信・公開を積極的に推進し、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。					
実施内容	②審議会委員等の一般公募					
現状と課題	各種審議会の委員の委嘱については、当該関係団体から委員を委嘱している状況にあります。しかし、当該関係団体からの委員委嘱だけでは、計画等の策定において、町民の意向を十分に反映した計画になっているとは言い難いのが現状です。 このため、広く町民に計画策定に携わることのできる機会を提供することが必要です。					
事業課	各課	工 程				
		29	30	1	2	3
個別的取組事項	各種広報活動(広報紙・ホームページ・行政無線など)を活用した一般公募委員の委嘱	計画	実施	実施	実施	実施
数値目標	各審議会委嘱委員の15%以上	実績	0 %	0 %	6 %	0%
		計画	10 %	15 %	15 %	15 %
効 果	広く町民に計画策定に携わることのできる機会を提供することは、町民の行政への関心や協働のまちづくりの意識を高めることができます。					

計画番号	48										
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化										
重点項目	②行政サービスの向上										
取組方針	社会情勢の変化、価値観の多様化など町民ニーズがますます多様化・複雑化する中、行政サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民と行政が一体となりまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画、実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力することが不可欠となるため、行政情報の発信・公開を積極的に推進し、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。										
実施内容	③子育て支援の充実										
現状と課題	子育て支援策として、各保育園の時間外保育事業、一時預かり事業など、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に向けて多様な子育て支援事業を展開しているなかで、そのサービスを円滑に利用できるよう利用者支援を行うことが必要です。令和2年1月には、町内の小学校、保育所等を通じて子育て世帯を対象に子育てハンドブックを作成・配布しました。また、妊娠届出時や転入時にも配布しています。事業内容や子育てサービスの条件等の変更もありうるので、定期的に掲載内容の見直しを図り、保護者が利用しやすいものを作成し配布していく必要があります。										
事業課	健康推進課	工 程									
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	各種子育て支援策の推進 岐南町子育てハンドブックの充実・改訂	検討	検討	実施	検討	実施					
数値目標	岐南町子育てハンドブック (H27年度初版)	実績	0冊	0冊	3,000冊	0冊					
		計画	0冊	0冊	800冊	0冊					
効 果	子育て世代に必要な情報が集約されたハンドブックを充実させることで、利用者が必要な情報を正しく入手し、安心して子育てができます。										

計画番号	52										
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化										
重点項目	②行政サービスの向上										
取組方針	社会情勢の変化、価値観の多様化など町民ニーズがますます多様化・複雑化する中、行政サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民と行政が一体となりまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画、実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力することが不可欠となるため、行政情報の発信・公開を積極的に推進し、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。										
実施内容	④広報広聴機能の充実										
現状と課題	町長懇談会を開催するが、町長の話と町への要望に終始し、当事者意識を持った「まちづくり」への提案の場になっていないのが現状です。										
事業課	総務課		工 程								
			29	30	1	2	3				
個別的取組事項	懇談会の開催		実施検証	実施検証	実施検証	実施検証	実施検証				
数値目標	まちづくり懇談会の開催数	実績	6回	3回	1回	1回					
		計画	7回	8回	9回	10回	11回				
効 果	懇談会の開催により、行政と町民の情報が共有され、町民の皆さま自らがバランスのとれた「まちづくり」に関する提案をすることで町民の参画意欲がさらに向上する効果が図られます。										
計画変更の理由	実績に基づき、当該計画を変更しました。										

計画番号	54										
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化										
重点項目	②行政サービスの向上										
取組方針	<p>社会情勢の変化、価値観の多様化など町民ニーズがますます多様化・複雑化する中、行政サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民と行政が一体となりまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画、実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力することが不可欠となるため、行政情報の発信・公開を積極的に推進し、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。</p>										
実施内容	⑤相談支援体制の充実										
現状と課題	<p>高齢者の約4人に1人が認知症、またはその予備群とされており、高齢化の進展により今後も増加が見込まれる中、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築が求められています。認知症の人が認知症とともによりよく生きていくためには、認知症の人やその家族が抱えている不安や問題を相談できる場や、地域の人々と交流することによって、理解してもらえる場が必要となります。町内にはこうした課題を解決するために、認知症カフェを3か所開催していますが、より身近な場所での開催と多くの参加者による交流が求められています。</p>										
事業課	福祉課 (地域包括支援センター)	工 程									
個別的取組事項		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	地域ボランティアとの協働による認知症カフェの実施	実施	実施	実施	実施	実施					
数値目標	認知症カフェ参加者数 (H28年度実績 1,042人)	実績	1,585人	1,730人	1,507人	306人					
		計画	1,105人	1,715人	1,720人	1,725人					
効 果	認知症カフェにおいて、地域ボランティア等が認知症の方やその家族と交流・相談支援することで、認知症の方が安心して地域で暮らしていくことができます。										
計画変更の理由	計画初年度の認知症カフェ参加者数が予想より多く参加いただけたことと、地域の中で認知症カフェを実施する体制が整い、実施希望施設及びカフェボランティア数も多かつたことを考慮し、平成30年度より当該計画を変更しました。										

計画番号	55										
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化										
重点項目	②行政サービスの向上										
取組方針	<p>社会情勢の変化、価値観の多様化など町民ニーズがますます多様化・複雑化する中、行政サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民と行政が一体となりまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画、実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力することが不可欠となるため、行政情報の発信・公開を積極的に推進し、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。</p>										
実施内容	⑤相談支援体制の充実										
現状と課題	<p>わが国は、世界有数の長寿国となる一方、食生活や運動習慣を原因とする生活習慣病の増加にともない、認知症や寝たきりなどの要介護者・要支援者になる高齢者が増加しています。健康寿命を延伸させるためには、生活習慣を改善するとともに、身体等の機能を維持・改善し、高齢になても元気でいきいきと暮らすことが大切です。</p> <p>町では、介護予防教室「楽しく動いて元気に暮らそう講座」などを実施していますが、様々な機会おいて介護予防啓発を図るため、老人クラブや自治会などの集まりで気軽に取り組める介護予防メニューの紹介や健康相談を実施し、日ごろから健康づくりを行えるよう普及していく必要があります。</p>										
事業課	福祉課 (地域包括支援センター)		工 程								
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	自治会や老人クラブ等の集まりにおける介護予防健康相談事業		実施	実施	実施	実施					
数値目標	介護予防健康相談件数 (H28年度実績 360人)	実績	721人	632人	612人	88人					
		計画	380人	600人	630人	650人					
効 果	様々な機会のおいて、高齢者が自身の健康状態を振り返り、早期からの健康づくり・介護予防の取り組みを実施することで、要介護・要支援状態になることを予防し、元気で生き生きと暮らすことができる。										
計画変更の理由	計画策定当初と比較し、介護予防健康相談の方法及び場所が増えたことにより相談件数が大幅に増加し、当初計画数値より大きく実績が上がる結果となつたため、平成30年度より当該計画を変更しました。										

計画番号	56						
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化						
重点項目	②行政サービスの向上						
取組方針	社会情勢の変化、価値観の多様化など町民ニーズがますます多様化・複雑化する中、行政サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民と行政が一体となりまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画、実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が情報を共有し、互いに連携・協力することが不可欠となるため、行政情報の発信・公開を積極的に推進し、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。						
実施内容	⑤相談支援体制の充実						
現状と課題	メタボリックシンドロームの該当者が男女とも県平均よりも高く、特に若い世代(40~50歳代)が多くなっています。今後さらに生活習慣病の有病者が増加する傾向にあり、医療費の増加も懸念されるため、生活習慣病の発症予防や重症化予防の対策がとても重要であり、特定健診後のフォローアップ体制を充実させていく必要があります。						
事業課	健康推進課	工 程					
		29	30	1	2	3	
個別的取組事項	特定健診結果相談及び指導体制の充実	実施	実施	実施	実施	実施	
数値目標	特定保健指導実施者数 (H28年度実績 44人)	実績 計画	62人 55人	69人 65人	85人 70人	66人 75人	80人
効 果	健康に関する意識の向上を図ることにより、生活習慣の改善者が増加し生活習慣病の発症予防や重症化予防の減少につなげることができます。						
計画変更の理由	保健指導実施者数が増加傾向にあるため、平成30年度より当該計画を変更しました。						

計画番号	57										
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化										
重点項目	③職員の資質向上と人材育成の推進										
取組方針	<p>少子高齢化対策や経済活性化対策などの新たな行政課題に積極的に向き合い、知恵と創意工夫を持って対応できる職員を育成するため、政策形成能力の育成などを中心とした研修内容の見直しを適宜行い、効果的で密度の濃い研修の実施や自己啓発の環境づくりに努めます。</p> <p>また、スピード・コスト・成果を重視する経営感覚を持ち、常に事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組む職員を養成するため、職員提案の活性化や全庁的な行政改革意識の浸透など、徹底して職員の意識改革に取り組みます。併せて、多様化する町民ニーズに対応するため、専門職員の育成に努めます。</p>										
実施内容	⑥人材育成事業の推進										
現状と課題	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐南町役場特有の知識で業務を行っている部分がある <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な事務の見直しを図る能力が備わりにくい ・日常業務が多忙で研鑽する機会が乏しい 										
事業課	総務課 (各課)	工 程									
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	庁内研修・他機関への研修参加	推奨	推奨	推奨	推奨	推奨					
		実施	実施	実施	実施	実施					
数値目標	1人当たりの研修参加数	実績	7回	6回	8.3回	2回					
		計画	5回	5回	8回	8回					
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・改善が繰り返される法務に対応する職員の育成が多く図られます。 ・社会変化に対応できる職員の育成が多く図られます。 										

計画番号	58					
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化					
重点項目	③職員の資質向上と人材育成の推進					
取組方針	<p>少子高齢化対策や経済活性化対策などの新たな行政課題に積極的に向き合い、知恵と創意工夫を持って対応できる職員を育成するため、政策形成能力の育成などを中心とした研修内容の見直しを適宜行い、効果的で密度の濃い研修の実施や自己啓発の環境づくりに努めます。</p> <p>また、スピード・コスト・成果を重視する経営感覚を持ち、常に事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組む職員を養成するため、職員提案の活性化や全庁的な行政改革意識の浸透など、徹底して職員の意識改革に取り組みます。併せて、多様化する市民ニーズに対応するため、専門職員の育成に努めます。</p>					
実施内容	⑥人材育成事業の推進					
現状と課題	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県(県税事務所・市町村課・土木関係)、岐阜市、岐阜地方競馬組合、岐阜羽島施設組合等に派遣をしている。 <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の派遣や人事交流による研修がその後の所属などに直接反映しがたいことがある。 					
事業課	<p style="text-align: center;">総務課</p>	工 程				
		29	30	1	2	3
個別的取組事項	人事交流・職員派遣の推進	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
数値目標	研修を目的にした人事交流・職員派遣の人数	実績	5人	5人	3人	4人
		計画	2人	2人	2人	3人
効 果	他組織で勤務することで価値観の多様化を図り、職員の資質向上に効果が図られます。					

計画番号	60										
基本方針	地域協働の推進と人材育成の強化										
重点項目	④専門的機関との連携協力の推進										
取組方針	多様化・複雑化する町民ニーズに応えるため、行政だけでは解決できない課題に対して、教育・文化・まちづくりなど幅広い分野で、専門的機関と協力し合い、本町の政策推進、及び人材育成や個性豊かで活き活きとしたまちづくりを推進します。										
実施内容	専門的機関との協働事業の連携(大学・高校)										
現状と課題	平成28年1月に、岐阜大学と連携に関する包括的協定を締結しました。本締結により、各種委員会での委員の就任、イベント等への大学生の参加など、協定を基に事業が進められています。今後、他の教育機関とも連携協定を締結し、事業などへの参画を呼びかけることにより、学との連携の一層の強化を図ります。										
事業課	企画財政課		工 程								
		29	30	1	2	3					
個別的取組事項	教育機関との連携協定推進 大学等との包括的連携協定の提携		1校締結	1校締結	1校締結						
数値目標	包括的連携協定の締結数 (高校・大学)	実績	4	4	4	4					
		計画	2	3	4	4	4				
効 果	行政の行う事業や行政だけでは解決できない課題に対し、あらゆる分野における専門的な知見や若者の視点を取り入れながら、取組または検討ができます。										